

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
<p>1 略</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(10)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。 (1)～(6) (略) (7) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。また、<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐（<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。 (8)～(10) (略)</p> <p>3 資格の確認に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 確認資料の作成 確認資料は、次に掲げるものとする。 ア (略) イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等（<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。）の資格、経歴、経験等（様式第3号） ウ～エ (略) (4)～(5) (略)</p> <p>4～16 (略)</p>	<p>1 略</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(10)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。 (1)～(6) (略) (7) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。また、<u>特例</u>監理技術者（<u>同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。</u>）を配置する場合は、監理技術者補佐（<u>特例</u>監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。 (8)～(10) (略)</p> <p>3 資格の確認に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 確認資料の作成 確認資料は、次に掲げるものとする。 ア (略) イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等（<u>特例</u>監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。）の資格、経歴、経験等（様式第3号） ウ～エ (略) (4)～(5) (略)</p> <p>4～16 (略)</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
<p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1) 申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の監理技術者等 (<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。以下配置予定技術者という。) について、3(3)の確認資料により申請すること。なお、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時まで確定すること。 <p>(2) (略)</p> <p>(3) 同種工事等の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> i ~ ii (略) iii 監理技術者等、監理技術者補佐、現場常駐の若手担当技術者（平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事における担当技術者（担当技術者従事経験証明書により確認できる者に限る。）を含む。以下同じ。）（注1）、または現場代理人としての経験であること。（ただし、監理技術者補佐および現場代理人としての経験の場合は、その経験時に、今回の公告で配置予定技術者に求めている資格（ex. 1級土木施工管理技士等）を有していたことを要する。） iv ~ v (略) <p>(4) (略)</p> <p>1 8 現場代理人について</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 現場代理人は工事現場に原則として常駐する必要がある。 (福井県工事請負契約約款第10条)</p>	<p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1) 申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の監理技術者等 (<u>特例</u>監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。以下配置予定技術者という。) について、3(3)の確認資料により申請すること。なお、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時まで確定すること。 <p>(2) (略)</p> <p>(3) 同種工事等の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> i ~ ii (略) iii 監理技術者等、<u>特例監理技術者</u>、監理技術者補佐、現場常駐の若手担当技術者（平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事における担当技術者（担当技術者従事経験証明書により確認できる者に限る。）を含む。以下同じ。）（注1）、または現場代理人としての経験であること。（ただし、監理技術者補佐および現場代理人としての経験の場合は、その経験時に、今回の公告で配置予定技術者に求めている資格（ex. 1級土木施工管理技士等）を有していたことを要する。） iv ~ v (略) <p>(4) (略)</p> <p>1 8 現場代理人について</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 現場代理人は工事現場に原則として常駐する必要がある。 (福井県工事請負契約約款第10条)</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
<p>常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ作業期間中常に工事現場に滞在していることである。</p> <p>そのため、現場代理人は、原則、<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者、経營業務管理責任者（建設業法第7条第1号）、<u>営業所技術者等</u>（建設業法第7条第2号）、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは兼務できない。</p> <p>ただし、福井県が別に定める現場代理人の兼務が可能となる条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼務をすることができる。</p> <p>19～23 （略）</p> <p>《用語解説》 「主たる営業所」 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所</p> <p>「監理技術者等」 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項、<u>第3項</u>および第5項に規定する監理技術者</p> <p>「監理技術者補佐」 <u>建設業法第26条第3項第2号に規定する</u>監理技術者の職務を補佐する者</p> <p>「評価項目等」 工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準および評価点数</p>	<p>常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ作業期間中常に工事現場に滞在していることである。</p> <p>そのため、現場代理人は、原則、<u>特例</u>監理技術者、経營業務管理責任者（建設業法第7条第1号）、<u>営業所の専任技術者</u>（建設業法第7条第2号）、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは兼務できない。</p> <p>ただし、福井県が別に定める現場代理人の兼務が可能となる条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼務をすることができる。</p> <p>19～23 （略）</p> <p>《用語解説》 「主たる営業所」 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所</p> <p>「監理技術者等」 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者</p> <p><u>「特例監理技術者」</u> <u>建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者</u></p> <p>「監理技術者補佐」 <u>特例</u>監理技術者の職務を補佐する者</p> <p>「評価項目等」 工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準および評価点数</p>